

〔事例〕

(11) 都道府県社会福祉協議会と運営適正化委員会の設置主体

江野尻 正明

橋本 宏子

〔キーワード〕

運営適正化委員会、都道府県社会福祉協議会の位置付け

〔事例の内容〕

Aは、今年大学を卒業し、B県社会福祉協議会に就職し、運営適正化委員会の事務局に配属された。運営適正化委員会は、社会福祉法八四条に規定される事項の他、福祉サービスに関する苦情の解決にあたることとされている（社会福祉法八五条、八六条参照）。Aの仕事は、申出人からの苦情の内容を聴取すること、提出された資料を整理することなどである。

Aは、仕事につくにあたり、運営適正化委員会とは何か、社会福祉法にそくして勉強してみた。しかし、以下の点について十分な理解が得られなかった。Aに代わって、検討してみよう。

〔本事例の検討〕

一、社会福祉法（以下「法」という）八三条は、運営適正化委員会を、都道府県社会福祉協議会に設置すると定めているところ、その設置主体は、文言上明かではない。

しかしながら、その設置主体が地方自治体である都道府県であるか、社会福祉法人たる都道府県社会福祉協議会であるかによって、運営適正化委員会の権限の範囲やその行使についての規制が異なることから、運営適正化委員会の設置主体を明確にする必要がある。

（一）法は、「地域における社会福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図る」ことを目的としている（法一条）。法八三条にある運営適正化委員会との関係でいう「地域」は市町村ではなく都道府県となることから、同条の運営適正化委員会の設置主体を都道府県と解するのが文言上素直である。

① 運営適正化委員会の設置主体は、都道府県か、都道府県社会福祉協議会か。

② 社会福祉法八五条項は、「（当該苦情に係る事情を調査するものとする）」と規定しているが、苦情が申し立てられた施設に対し、運営適正化委員会は、どのような根拠でどこまで調査をすることが出来るのだろうか。

当該施設は、調査を拒否できるのだろうか。苦情が、在宅サービス事業に対するものであった場合は、施設と同じように考えられるだろうか。

③ 運営適正化委員会は、どのような場合に、社会福祉法八六条に基づく通知をしなければならないのだろうか。

④ 都道府県は、通知があった場合、法的にはどのような対応をとることが予定されているだろうか。

また、厚生労働省社会・援護局長通知平成一二年六月七日社援第一三五三号は、技術的助言の性格のものであるものの、運営適正化委員の定数、委員の選任手続、委員の解任主体並びに事務局長及び事務局職員の選任等、運営適正化委員会の実質的なあり方について触れるものであり、これが各都道府県知事宛とされていることも上述の解釈を支えるものとなる。

さらに、後述するように運営適正化委員会が有する調査権等を比例原則に基づくものとして謙抑的にする一方で、その結果を生存権を始めとする人権保障に資するものとするのが、法一条の目的に適うことからすれば、運営適正化委員会の設置主体を都道府県と解して、運営適正化委員会の行う調査等について最終的に都道府県とすることが必要である。

(二) この点、法八三条は「都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置く」と規定し、都道府県社会福祉協議会の内部に運営適正化委員会を設置すると読むことができ、運営適正化委員会が都道府県社会福祉協議会の内部組織とみれば、その設置主体も都道府県社会福祉協議会と解することとなる。

また、実態として、A が B 県社会福祉協議会に就職し、運営適正化委員会の事務局に配属されたことに現れているように、運営適正化委員会の設置主体を都道府県社会福祉協議会と解する方が自然といえる面もある。

しかしながら、上述のように運営適正化委員会の機能と権限に鑑みれば、運営適正化委員会の設置主体を都道府県として、その機能と権限を適切に行使せしめるべきであるし、この制度を人権保障に資するものとする目的に照らせば、運営適正化委員会の設置主体を民間の社会福祉法人たる都道府県社会福祉協議会とすることは解釈上可能であっても望ましいとはいえない。

(三) 以上の次第で、運営適正化委員会の設置主体は都道府県と解するべきである。

二、社会福祉法八五条一項は「当該苦情に係る事情を調査するものとする」と規定しているところ、運営適正化委員会の設置主体を都道府県と解する立場からすれば、この調査は、行政調査となる。したがって、一方ではいわゆる比例原則が適用され、調査対象者に対して、事前の通知又は調査に際しての理由開示等が必要になる。これは、行政調査一般について、当然適用されるものであるところ、運営適正化委員会の調査は、福祉サービスについてものである（社会福祉法八五条）であることに鑑みて、次の点への留意が必要となる。

すなわち、調査対象者に対する事前の通知や調査に際しての理由開示等において、例えば、苦情の申出をした者が誰であるかについてその者がその秘匿を望む場合（福祉サービスの性質からして、ある程度そのような事例が生じると考えられる）、この点について十分留意するなど、その調査の対象及び内容に応じて、一般の行政手続における比例原則とは別個の規制を内包するものと考ええる必要がある。

そして、運営適正化委員会の調査権限は、苦情解決を目的とするものであるから、その根拠条文は社会福祉法八五条一項であり、逆に言えば、その権限の行使方法を詳細に定めた規定を欠く。したがって、運営適正化委員会は、調査目的の範囲で、任意の調査を行うことができるに過ぎず、裁判所に令状を請求するなどして強制調査を行うことはできない。

したがって、調査対象となった当該施設は、運営適正化委員会の調査について協力を拒むことができる。もっとも、現実には、運営適正化委員会の設置主体が都道府県であることから、当該施設は、都道府県の許認可権限等を考慮して、相当程度の任意調査に応じることが考えられる。⁽¹⁾

この点、苦情が在宅サービス事業に対するものであった場合、基本的には施設に対する調査と同様に考えられる

ものの、入所施設と異なり、そのサービス利用者が不在の折に調査をするなどの調整を事前通知などの折に行うことによつて、より詳細な調査が可能になる。

三、運営適正化委員会は、社会福祉法八六条に拠れば「当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるとき」に都道府県知事に対して通知をする必要がある。この通知は同条で「速やかに」なされることが求められているのであるから、ここに言う「利用者の処遇につき不当な行為」とは、利用者に対する虐待はもちろんのこと、利用者とサービス提供事業者との間の契約違反ではあつても、サービスの基本的な人権侵害に繋がる事項、特に事後の金銭賠償による救済ではサービス利用者の基本的な人権侵害の回復に及ばない事案など、行政として特に迅速な対応が求められるものが含まれると解するべきである。

四、都道府県は、社会福祉法八六条に基づく通知があつた場合、この法律には特段の定めはないものの、都道府県ないしその長が許認可・監督権限を定める各法律（児童福祉法、介護保険法及び障害者自立支援法など）及び条例に定めのある権限を行使して、福祉サービス利用者の人権侵害を排除・防止することが予定されていると解するべきである。

以上

「もっと論点を深めるために」

社会福祉法八三条は、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置するものとし、その人選については都道府県社会福祉協議会内に設置される選考委員会の同意を経て、当該社会福祉協議会の代表者によつて任命される（同法施行令六条三項）。また、その選考委員の選任方法等も当該都道府県社会福祉協議会に委ねられる（同法施行規則

二〇条) ことなどから見れば、人事の面からは、運営適正委員会については都道府県社会福祉協議会の権限が強く、都道府県知事の関与がほとんど無いとも言える。この点からは、むしろ、都道府県社会福祉協議会が運営適正化委員会の設置主体と考えることが自然とも思われる。もっとも、運営適正化委員会の定数及び選任について規定した前記社会福祉法施行令六条は、「前三項に規定するもののほか、選考委員会について必要な事項は、厚生労働省令で定める」としている。運営適正化委員会の設置主体について社会保障と公的責任、社会福祉協議会の法的性格もふまえてさらに検討してみよう。

注

- (1) 橋本宏子「福祉サービスと苦情解決」(四章)補論 神奈川法学四二巻三号(二〇〇九年)一〇八一—一八二頁参照。